

令和 6 年度～令和 7 年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工ゴム堰袋体製作工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工ゴム堰袋体製作工事施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき改修した芦野頭首工洪水吐ゲート①の整備に先立ち、ゴム袋体の製作を行うものである。

2 工事場所

青森県つがる市稲垣町下繁田川袋島地先

3 工事概要

本工事は、芦野頭首工洪水吐ゲート①の上ゴム袋体の製作を行うもので、その概要は次のとおりである。

(1) 洪水吐ゲート①上ゴム袋体

ア 形 式	ゴム引布製起伏堰
イ 寸 法	堰底幅 4 5 . 4 6 m、堰高 2 . 5 4 m
ウ 数 量	1 式

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のほか、第7章設計、第8章構造及び製作に示すとおりである。

第3章 施工条件

1 工事期間中の休業日

工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

2 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている348日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年12月19日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1 関連工事等

次に示す関連工事の受注者と相互に協力しなければならない。

なお、製作した上ゴム袋体の現場への輸送については、関連工事において実施する予定である。

- (1) 芦野頭首工ゲート設備整備工事（仮称）
（令和7年4月下旬～令和8年9月30日）（予定）

第5章 提出図書等

1 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

第6章 貸与する資料等

1 貸与する資料

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名
ア 平成27～28年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工詳細設計その他業務 報告書
イ 平成29年度～令和3年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工ゲート設備建設工事完成図書
- (2) 貸与期間
工事契約から工事完成まで
- (3) 貸与及び返納場所
東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所
- (4) 貸与条件
貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第7章 設計

1 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第5章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2 設計諸元

本ゲートの設計計画は、次の条件により設計するものとする。

- (1) 水門設備の設計条件

ア 洪水吐ゲート①

仕様項目	洪水吐ゲート①
形式	ゴム引布製起伏堰
連数	1連
堰底幅	45.460m
堰高	2.540m
側壁法面勾配	(左岸)1:0.5(右岸)1:0.5

仕様項目	洪水吐ゲート①
基準設置標高	EL(－)1.240m
堰天端標高	EL(＋)1.300m
設計水位	上流側EL(＋)1.600m、下流側EL(±)0.000m
操作水位	上流側EL(＋)1.600m、下流側EL(±)0.000m
堆砂高	0.74m
計画倒伏水位	EL(＋)1.600m
水密方式	上流面3方水密
袋体固定方式	2列固定方式
操作位置	機側操作及び遠隔操作（手動・自動）
操作方式	倒伏装置：手動及び自動（電気式、機械式） 起立操作：手動
操作駆動方式	起立：モーター駆動（ブロワー） 倒伏：自然排気・強制排気（ブロワー）
膨張形式	空気膨張式
袋体倒伏方式	電気式及び機械式
起立・倒伏速度	30min程度（起立・倒伏）
積雪荷重	5.5kN/m ²
周囲条件	水質 河川水、気温-10～40℃
許容応力等	ゴム引布製起伏堰施設技術指針による。

(2) 土木構造物の設計条件

土木構造物の荷重条件は下表を満足していることを確認するものとする。

ア 洪水吐ゲート①

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
底部	湛水時（起立時）	31.8kN/m

第8章 構造及び製作

1 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2 洪水吐ゲート①設備

(1) 袋体

ア 有害な変位挙動が発生しない袋体を形成するゴム引布とする。

また、太陽光線、空気中のオゾン、低温、凍結、積雪等の影響にも耐え、長期の使用に対しても十分な耐久性を有する優れた材料とする。

イ 石等の流下物に対し、倒伏及び起伏時に損傷を受けないように本体内外部に適切な保護対策を施すものとする。

ウ 越流時の水脈により有害な振動を生じさせないように適切な防止策を施すもの

とする。

エ 倒伏位置付近の姿勢においても円滑な起立を行えるように配慮する。

オ 洪水時には、ゴム袋体は完全倒伏し、河川の流下断面を阻害しない構造とする。

カ 袋体の給排気口の位置や大きさは、袋体の起伏に適切に対応し、膨張体で空気を効率よく給排気できるものとする。

キ 袋体内への万一の浸水に対しても確実に排水できるような排水系統を設けるものとする。

なお、袋体のドレーン口の位置や大きさは、袋体の起伏に適切に対応できるものとする。

(2) 袋体固定部（既設利用）

ア 袋体強度に見合った十分な部材強度及び袋体との接続強度、ならびに底部、側部コンクリートとの十分な密着強度を有するものとする。

イ 袋体との接触部は、袋体に損傷を与えないものとする。

(3) 起立装置（既設利用）

ア 袋体内からの空気を排出することにより袋体全開（倒伏）、袋体内への空気の圧送により袋体全閉（起立）を行う装置とする。

イ 空気の供給は電動機駆動のブロワーと配管類によるものとし、袋体を必要時間内に起立できる能力を有する能力を有する構造とする。

また、ブロワー及び電動機類は点検容易な構造とし、操作時には安全かつ確実に運転できるものとする。

ウ 機器使用

a 起立用ブロワー

(a) 形式：ルーツブロワー

(b) 吐出量：使用条件内で起立できる風量

(c) 吐出圧力：計画倒伏水位まで袋体を起立させる必要圧力

b 起立用ブロワー駆動用モーター

(a) 形式：三相誘導電動機

(b) 出力：11Kw 程度

(c) 時間定格：連続

(d) 絶縁：E 種以上

(4) 安全装置（既設利用）

ア 加圧防止安全装置

起立操作時に、誤動作や機器の故障により袋体内圧が設計最大内圧以上に上昇すると、袋体内の空気を排出し、袋体の加圧を防止するものとする。

なお、安全装置は二重（2系統）とする。

イ 倒伏安全装置

上流水位と連動してゴム関が自動倒伏するものとし、動作原理が異なる倒伏装置を並列に設置し倒伏の安全性を高めるものとする。

(5) ドレーン排水装置（既設利用）

ア 袋体内にたまった水を排水するもので、倒伏装置室内に設置する堰底排水タンクから外部まで排水するものである。

なお、ポンプは電動機駆動とし、堰底排水タンクに溜まった水位により自動で排水するものとする。

イ 機器使用

a 形式：ラインポンプ

b 口径：φ25mm

c 吐出量：70 L/min 以上

d 全揚程：8.8m

e 出力：0.25kw

f 操作方法：自動

(6) 倒伏装置室内排水装置（既設利用）

ア 倒伏装置室内にたまった水を排水するもので、倒伏装置室内に設置する水中ポンプにより外部まで排水するものである。倒伏装置貯水バケットから排出された水もこれにより排水する。

なお、ポンプは電動機駆動とし、倒伏装置室内に溜まった水位により自動で排水するものとする。

イ 機器仕様

- a 形式：水中ポンプ
- b 口径：φ50mm
- c 吐出量：80L/min 以上
- d 全揚程：9.3m
- e 出力：0.4kw
- f 操作方法：自動

第9章 施工管理等

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<https://www.jcomsia.org/kokuban/>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙－３の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 10 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- (6) その他本仕様書に定めのないもの

第 11 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 12 章 その他

1 電子納品

- (1) 工事完成図書を共通仕様書（施）第 1 章1-1-26 及び第 1 章1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
 - ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又はBD-R） 正副 2 部

2 配置予定監理技術者等の専任期間

工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合のカの VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

6 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 13 章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. ゴム引布製起伏堰製作工				
(1) 袋体製作工				
袋体製作工（機器単体品）	上ゴム袋体	式	1.000	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1－1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1－2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1－3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3－1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書（記載例）

項 目	記 載 例
1. 特別仕様書	第〇章 施工管理 （〇）工事現場等における遠隔確認について 1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、〇〇〇〇である。 4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

令和 6 年度～令和 7 年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工ゴム堰袋体製作工事

図 面 目 録

図 番	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	ゲート管理施設全体図 (1/2)	1	
3	ゲート管理施設全体図 (2/2)	1	
4	洪水吐ゲート①一般図	1	
5	洪水吐ゲート①上ゴム袋体詳細図	1	
計		5	